

藤氏長者宣の研究（1）

—藤氏長者宣の分類と伝宣—

土 橋 誠

1 はじめに

藤原氏は、7世紀末に中臣氏から分離し、8世紀には外戚になって政権を握るなど、成立当初から貴族的色彩の強い氏族であった。¹9世紀も終りになると、8世紀に成立していた四家(南家・北家・式家・京家)のうち、北家の覇権が確立し、10世紀には族長が摂政・閥白になる摂関政治と呼ばれる体制ができあがった。これを王朝国家と呼ぶが²、11世紀以降、摂関政治の全盛時代には、藤原氏の族長を中心に国政が運営された。

このように、藤原氏は着々と勢力を伸ばし、政権を独占するようになったが、この族長が藤氏長者である。氏長者は、大宝律令では「氏上」、養老律令では「氏宗」と書かれ、³いずれも「其氏宗者、聽勅」とあり、元来、族長の地位は勅定であった。しかし、いつの頃か、藤氏長者については、前の長者から次の長者へと藤原氏の内部で譲られるものになっていた。⁴これは、藤原氏の覇権と関係するかもしれないが、元来の勅定から私的継承への変化を持つほど⁵、藤氏長者の権威があがっているのである。

この藤氏長者の発給する文書に「藤氏長者宣」がある。この文書については、従来は様式論に基づく研究の蓄積があった。相田二郎によれば、藤氏長者宣は、勸学院南曹の別当弁が藤氏長者の仰せを奉じて氏の社寺のことについて出す御教書のことをいう。⁶また、中村直勝によれば、勸学院政所が藤原氏所有の荘園に関する荘務を掌握してからは、この長者宣が出てから正式文書として勸学院政所下文が出されるようになった。しかも、内容的に春日社や興福寺に関連することは、直接に綸旨や院宣がこれらの社寺に対して出されず、⁷藤氏長者へ綸旨や院宣が出されてから、これらの社寺へは長者が伝宣したことを推定した。⁸そして、文書の様式としては御教書の系統に属するとしたのである。

この中村説は、その後、林屋辰三郎、富田正弘に受けつがれた。特に富田は、3つの段階に区分し、第一義を藤氏長者が勸学院司に口頭で命令を伝達したこととした。第二義は、長者宣をうけて勸学院政所下文が出される段階で、軽い内容の場合には別当弁のところにとどめられた長者宣の案文を淨書して当事者に与えることになった。第三義は、勸学院政所下文が発給されなくなる平安時代末期の段階で、専ら御教書様式の藤氏長者宣が出され

るというものである。

以上の研究史は、いずれも古文書学上すぐれた研究であり、かなり高く評価できるものである。特に、富田の3段階論は、藤氏長者宣を考えるうえで重要な意味を持っている。本稿もこの成果の上にたって進め、主として様式分類、内容分類を行い、どのように命令が伝えられたかという点にのみ考察の対象をしぼりたく思う。

2 様式分類

現在、藤氏長者宣、藤氏長者宣案と称する古文書が『平安遺文』・『鎌倉遺文』に多数収められている。これをまとめたのが第1表である。これによれば、いくつかの種類に分類できるようである。現存する藤氏長者宣は、宛所が興福寺関係のところが多いものの、一種類の様式ではなく、比較的多様な様式を持っていたことは注目すべき事実である。藤氏長者宣は、名称からすれば、宣旨に分類すべきであろうが、これまで言われているように、実態としては奉者が第三者に藤氏長者の命を下達する文書、すなわち、御教書と呼ぶべきものである。そのため中には、「関白(摂政)御教書」と分類した方がよいものもあり、事実他の文書では「御教書」と分類している様式を、袖や端裏に「長者宣」とあることで、藤氏長者宣に分類しているものもある。ここでは、それらも一括して扱い、分類に際しては、まず、書き留めに注目して様式を分けてみたい。

ア A型 「…者、長者宣如此、悉之、(恐〃)謹言」

この様式は、先の第1表から見れば、12・13世紀の文書に多く、13世紀中葉以降、少なくなっている。特に、書き止めが「恐〃謹言」といった文言で終っているので、消息文のような印象をうける。奉者は、家司をつとめる弁か、勸学院南曹の別当弁などが行う例が多いようである。宛所は、日付・奉者で改行したあとに、「謹上」と書いて一文字あけてから書かれている。

この様式の系列として、文頭に「被長者宣云」とか「被長者宣傳」がきているものがあげられる。文章上から言えば、「長者宣」の文言が二度出てくるので、文意が重なっているといえる。そこで、文頭に「長者」の語句のないものを基本とし、あるものを変化型と捉えておく。

なお、「悉之」のないものや、「長者宣如此」が「之由、所候也」となっているものも、この変化型とみ、「恐〃謹言」とあることから、「消息文型」と呼称する。

イ B型 「…者(…之由、之旨)、依長者宣(長者宣所候也、長者宣如此)、(仍)執達(上啓、執啓)如件」

この様式は、第1表にあげた全期間を通じて見られるので、藤氏長者宣の中ではもっと

第1表 藤氏長者宣一覧表

番号	年次	内容	型式	出典	宛先	奉者	備考	
1	承暦4.後8.29	A・?	被長者宣云、宜令伝申者、(花押)謹言 一事は院宣了、長者宣如此者	平遺補23 平遺1810 平遺2849	山階法印御房 山階別当僧正御房	右大弁藤 ?	藤氏長者宣 僧正覺信請文 藤氏長者宣案	
2	承暦2.8.30	A・ア	被長者宣云、——宜令下知給者、 長者宣如此、悉之、謹言謹言			別当右中弁		
3	保元元.閏9.14	A・ウ						
4	保元元.11.13	?	以解状令申上之處依殿下御定、下知如件	平遺補84		?	藤氏長者宣案 長者宣か	
5	承暦元.10.23	?	政所下、一所仰如件、勿遣失、故下、	平遺3115		?	前太政大臣家政所下文 端裏に「長者宣」	
6	応保2.4.20	A・エ	被長者宣、一可為淨瑠璃寺別當者、 長者宣如此、恐々謹言	平遺補336	別当僧正御房所	左大弁	藤氏長者宣	
7	永万元	A・エ	被長者宣、一令執行寺務者、 長者宣如此、悉之、恐々謹言	平遺補345	山階寺別当僧正御房 (惠信)	右□弁	藤氏長者宣案	
8	嘉応元.12.7	B・ウ	可令致其沙汰者、依長者宣、上唇如件	平遺326				
9	嘉応2.5.4	B・ウ	条々事、一条々、依長者宣、上唇如件	平遺3548	興福寺別当僧正御房	左中弁俊常	藤氏長者宣案	
10	安元2.2.2	?	下春日社司一依長者宣、所仰如件	平遺補122	別当僧正御房(尋範)	右大弁	藤氏長者宣案	
11	寿永元.6.12	B・ウ	早可被停止其沙汰之由、長者宣候也者、 被長者宣儀、早可令下知給者、	平遺4028	春日社司	?	藤氏長者宣 興福寺公文所下文	
12	寿永2.9.17	A・ウ	長者宣如、悉之、兼光恐々謹言	平遺補141	興福寺別當僧正 御房所	左中弁	藤氏長者宣	
13	元暦2(?)5.1	B・イウ	一事、一以前條々、依長者宣、言上如件	平遺補424	駿河上座御房	左中弁	藤氏長者宣	
14	貞応2.4.18	B・ウ	依長者宣、一執略如件	鎌遺3087	二条駿御局	右中弁	藤氏長者宣案	
15	貞永元.8.21	A・ウ	定正使者入部職之由所候也、恐々謹言	鎌遺4365		但馬守有康	藤氏長者宣 長者宣か	
16	?	B・イ	御不審之余、被尋仰下也、仍執連如件	鎌遺4884		?	藤氏長者宣 長者宣か	
17	嘉領2.1.19	B・イ	長者宣如此、仍執連如件	鎌遺4905	興福寺権別當 法印御房	左大弁為経	藤氏長者宣	
18	嘉領2.1.25	B・イ	内々可申旨、所被仰下候也、仍執連如件	鎌遺4911	東北院僧正御房	二条定高	藤氏長者宣	
19	嘉領2.1.27	A・イ	被長者宣、一長者宣如此、悉之、謹状	鎌遺4912	東北院前僧正御房	左大弁為経	藤氏長者宣	
20	嘉領2.4.12	B・イ	長者宣如件、以此旨可令渢申給之狀如件	鎌遺4966	三藏院法印御房		藤氏長者宣	
21	嘉領2.6.6	A・イ	之由、左大弁宰相殿所候也、仍執連如件	鎌遺5001	春日神主	散位信兼	藤氏長者宣 文頭に 「長者宣」	
22	嘉領2.10.26	A・イ	一事、左大弁殿御奉行所候也、恐々謹言	鎌遺5070	春日神主	散位信兼	藤氏長者宣	
23	嘉領2.11.1	C・イ	長者宣如此、悉之、以状	鎌遺5077	興福寺上座御房	左大弁	藤氏長者宣	
24	嘉領2.11.8	B・イ	所被仰下也、仍執連如件	鎌遺5082		左大弁	藤氏長者宣	
25	嘉領2.11.9	C・イ	右、被長者宣稱、長者宣如此、悉之以状	鎌遺5083	興福寺上座法橋御房	左大弁	藤氏長者宣	
26	嘉領2.11.28	B・イ	長者宣如此、以此旨可令渢申給之狀如件	鎌遺5091	三藏院法印御房	左大弁為経	藤氏長者宣	
27	仁治2.10.11	ア・イ	内々可令計申給之由所候也、可令申入 給、恐々謹言	鎌遺5938	中納言僧都御房	左中弁定嗣	藤氏長者宣	
28	寛元元.7.18	B・イ	長者宣所候也、以此旨、可令渢申給、 仍執連如件	鎌遺6203	中納言僧都御房	右中弁顯朝	藤氏長者宣	
29	寛元2.7.19	B・イ	一事、依長者宣、執連如件	鎌遺6344	別当僧正御房	右中弁顯朝	藤氏長者宣	
30	寛元 ? . 7.19	A・エ	一事、一長者宣如此、仍言上如件、 顯朝恐惶頓首謹言	鎌遺6813	興福寺別當僧正御房	右中弁顯朝	藤氏長者宣案	
31	建長8.4.23	?	被閑白宣儀、一宜為法寺別當者、 閑白宣儀、宜令勤行者、宣下之旨如件、 悉之	鎌遺7990		?	藤氏長者宣 閑白教書か	
32	建長8.4.23	?		鎌遺7991	執行律師御房	左大弁経俊 左大弁経俊	藤氏長者宣 閑白教書か	
33	?	3.5	B・ウ	当国三ヶ庄事、一宜司令下知給者、依 長者宣、執連如件	鎌遺8125	金峯山檢校僧正御房	參議	藤氏長者宣案
34	正嘉2.7.27	B・エ	一事、一可令下知給者、長者宣如此、 宜令渢申給、仍執連如件	鎌遺8271	中納言僧都御房	左中弁光國	藤氏長者宣	
35	正嘉2.11.12	B・イ	一撫可令渢取者、依長者宣、下知如件	鎌遺8315	若宮神主館	左中弁	藤氏長者宣案	
36	正嘉2.12.24	B・イ	可令尋沙汰給之由、長者宣所候也、 以此旨、可令渢給候、仍執連如件	鎌遺8333	三藏院僧都御房	左中弁光國	藤氏長者宣案	
37	文永元.6.12	B・イ	進啓／神人上洛事、一同被仰下候也、 一旨、殿所被仰下候也、仍執連如件	鎌遺9108		?	藤氏長者宣 長者宣か	
38	文永元.6.13	B・イ	可令尋沙汰給之由、長者宣所候也、 仍執連如件	鎌遺9111	春日若宮神主	前伯耆守	藤氏長者宣 長者御教書か	
39	文永2.1.22	B・イ	一事、重不及同御氣色候、仍執連如件	鎌遺9210	大進法眼御房(玄経)	具信源少納言	藤氏長者宣 長者御教書か	
40	文永2.8.16	B・イ	一事、一長者宣所候也、以此旨、 可令渢申給候、仍執連如件	鎌遺9330	中納言法印御房	右中弁忠方	藤氏長者宣	
41	文永2.10.25	B・イ	御春日詣大夫事、一長者宣所候也、 以此趣、可令渢申給、仍執連如件	鎌遺9378	中納言法印御房	右中弁忠方	藤氏長者宣案	
42	文永2.11.23	A・イ	一事、可令渢申給之由、所候也、 恐々謹言	鎌遺9412	助僧都御房	泰道	藤氏長者宣 端裏に 「内々長者宣」	
43	文永2.11.28	B・イ	一事、一可被行卜之由、所被仰下候也、存 此旨可致沙汰給之由所候也、仍執連如件	鎌遺9421		?	前伯耆守式房 藤氏長者宣	
44	文永2.12.1	B・イ	一事、早可切退之由、可被仰下候也、 仍執連如件	鎌遺9423		?	前伯耆守式房 藤氏長者宣 袖に 「長者宣案」	
45	文永4.4.12	B・イ	一事、可被注進者、長者宣如此、 仍執連如件	鎌遺9699	別当僧正御房事務 頼円	左中弁忠方	藤氏長者宣	
46	文永6.1.23	B・イ	追可有御討之由、長者宣所候也、仍執連 如件	鎌遺10365	別当僧正御房実性	右中弁経任	藤氏長者宣	
47	文永6.4.16	B・イ	一事、於今者、不可有子細歎之由、被仰 下之旨所候也、恐々謹言	鎌遺10425	春日神主	左衛門尉高重	藤氏長者宣 10426号 では「長者宣」とする	
48	文永6.6.1	B・イ	一事、一可令下知給者、長者宣、執連如件 別当殿御奉行所候也、仍執連如件	鎌遺10447	春日神主	前山城守国清	藤氏長者宣 長者宣か	
49	文永7.1.29	B・イ	一事、一退可有御計之由、長者宣所候也、 仍執連如件	鎌遺10569	別当僧正御房実性	權右中弁光朝	藤氏長者宣	
50	文永9.1.23	B・イ		鎌遺10958	別当僧正御房実性	右中弁経任	藤氏長者宣	

番号	年 次	内 容	型 式	出 典	宛 先	奉 者	備 考
51	文永 9. 2. 9	B・イ	一事、一不日可令下知候者、依長者宣、執達如件	鎌遺10969	別当僧正御房実性	右中弁光朝	藤氏長者宣
52	文永10. 2. 25	B・イ	一事、一可令下知能近給之由、長者宣候也、仍執達如件	鎌遺11197	別当僧正御房	右中弁光朝	藤氏長者宣
53	文永10. 12. 13	B・ア	一事、一忽可有御下知之由、長者宣所候也、以此趣、可令申入給、仍執達如件	鎌遺11500	中納言法印御房	左中弁親朝	藤氏長者宣案
54	文永12. 2. 17	B・ウ	一事、被仰下之旨如此、以此旨、可申入給、仍執達如件	鎌遺11816	中納言法印御房	權右中弁定藤	藤氏長者宣案 袖に「一条殿長者宣案」
55	建治元. 7. 29	B・ウ	一事、一忽可被尋下由、長者宣所候也、此旨、可令沙汰給、仍執達如件	鎌遺11975	中納言法印御房	權右中弁定藤	藤氏長者宣案
56	建治元. 11. 7	A・エ	被撰政御仰候、一者、仰旨如此、悉之、跪狀、兼願首恐惶謹言	鎌遺12120	法成寺別當 法印御房政所	左中弁兼頼	藤氏長者宣 註に「寺々吉書長者宣」
57	建治元. 12. 5	B・イ	一事、一可令存其旨給之由、別当弁殿御奉行所也、仍執達如件	鎌遺12168	春日正預祐繼	左衛門尉景俊	藤氏長者宣 これを長者宣としてよいか
58	建治 3. 1. 25	B・イ	一事、忽可令仰寺家給之由、別被仰下候仍執達如件	鎌遺12652	右中弁殿葉室定藤	左中弁兼頼	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
59	建治 3. 2. 16	A・イ	一事、可被仰寺家之旨、内々御氣色、恐々謹言	鎌遺12666	右中弁殿葉室定藤	顯経	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
60	建治 3. 3. 7	A・イ	一可被仰寺家之旨、御氣色候也、恐々謹言	鎌遺12680	右中弁殿葉室定藤	顯経	藤氏長者宣 袖に「仰案文」
61	建治 3. 3. 7	B・イ	一被仰下之旨如此、忽可被申き右候、仍執達如件	鎌遺12681	別当僧正御房性善	右中弁定藤	藤氏長者宣 袖に「神人夜莊嚴長者宣」
62	建治 3. 4. 11	C・イ	一以前条々、早可令存知者也、長者宣如此、悉之、以状	鎌遺12703	神主館	右中弁	藤氏長者宣 袖に「長者宣、案文」
63	建治 3. 4. 13	A・イ	一之由、御氣色候也、恐々謹言	鎌遺12707	右中弁(斐庭定藤)	散位拳俊	藤氏長者宣 長者宣か
64	建治 3. 5. 5	B・ア	一之由、長者宣所候也、仍執達如件	鎌遺12730	別当僧正御房(聖兼)	右中弁定藤	藤氏長者宣
65	建治 3. 6. 2	A・イ	一返々自出之由、所候也、恐々謹言	鎌遺12745	?	左中弁	藤氏長者宣 端裏に「長者宣一」
66	建治 3. 9. 12	B・ア	一事、一由、長者宣所候也、忽可令申沙汰給、仍執達如件	鎌遺12857	別当僧正御房(性善)	左少弁経頼	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
67	建治 3. 12. 24	A・ウ	一事、一可令存其旨給之由所候也、恐々謹言	鎌遺12946	春日若宮神主祐賢	右衛門尉鹿行	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
68	弘安元. 6. 10	B・イ	神人參洛、不日可令召下之由、被仰下之状如件	鎌遺13078	若宮神主館(祐賢)	治部少輔	藤氏長者御教書 袖に「長者宣案文」
69	弘安元. 7. 10	B・イ	一事、一之旨、長者宣所候也、可令洩申入給、仍執達如件	鎌遺13111	遍昭院法印御房	左少弁経頼	藤氏長者宣 袖に「長者宣」
70	弘安元. 7. 23	B・ア	一事、一之旨、長者宣所候也、以此旨、可令洩申入給候、仍執達如件	鎌遺13122	遍昭院法印御房	左少弁経頼	藤氏長者宣 袖に「長者宣初度」
71	弘安元. 7. 26	B・ア	一者、長者宣如此、以此旨可令洩申入給候、仍執達如件	鎌遺13131	遍昭院法印御房	左少弁経頼	藤氏長者宣 袖に「重長者宣」
72	弘安 2. 3. 21	B'・イ	一事、別當弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺13513	春日權神主	左衛門尉康長	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
73	弘安 2. 4. 10	B'・イ	一事、一由、被仰下之旨、別當弁殿御奉行候也、仍執達如件	鎌遺13548	春日正預(祐実)	左衛門尉康長	藤氏長者宣 長者宣か
74	弘安 2. 4. 13	A・イ	一事、一之由、被仰下之旨所候也、恐々謹言	鎌遺13552	春日正預(祐実)	左衛門尉康長	藤氏長者宣 袖に「長者宣」
75	弘安 2. 4. 26	B・イ	一事、一之由、被仰下之旨、別當弁殿仰奉行候也、仍執達如件	鎌遺13564	春日正預(祐実)	左衛門尉康長	藤氏長者宣
76	弘安 2. 4. 26	B'・イ	一事、一由、所被仰下也、可令存知給之旨、別當弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺13565	春日神主	左衛門尉康長	藤氏長者宣
77	弘安 3. 1. 24	A・イ	一事、一之旨、長者宣候也、以此旨、可令洩申入給也、恐々謹言	鎌遺13842	?	左少弁経頼	藤氏長者宣 袖に「長者宣」
78	弘安 3. 3. 20	B・イ	一之由、別當弁殿所候也、仍執達如件	鎌遺13889	春日神主	左衛門尉康長	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
79	弘安 4. 7. 18	A・エ	一之由、長者宣候也、以此旨、可令申入給候、仍執達如件	鎌遺14404	内大臣法印御房	權右中弁経頼	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」
80	弘安 4. 8. 29	B・ウ	一事、一之旨、長者宣候也、以此旨、可令申入給、仍執達如件	鎌遺14438	遍昭院法印御房	權右中弁経頼	藤氏長者宣 袖に「被成下金剛寺長者宣案」
81	弘安 5. 1. 25	C・イ	一者、長者宣 [] 、悉之、以状、	鎌遺14547	春日神主	權 []	藤氏長者宣
82	弘安 5. 2. 1	B・イ	一者、長者宣如此、仍執達如件	鎌遺14554	丹波法眼御房	權右中弁経頼	藤氏長者宣
83	弘安 6. 3. 21	B・イ	一事、一者、長者宣如此、仍執達如件	鎌遺14809	多武峯執行上座房	治部少輔	藤氏長者宣 鎌遺14810(は「殿下御氣色」)
84	弘安 6. 4. 26	A・ウ	一事、一長者宣如此候、一可令取沙汰給之由候、恐々謹言	鎌遺14842	好願房得業御房	公有	長者宣
85	弘安 6. 7. 3	A・イ	一由、長者宣候也、別當弁殿御奉行候也恐々	鎌遺14897	春日神主	左少史朝清	藤氏長者御教書 袖に「長者宣案」
86	弘安 6. 9. 1	A・イ	一事、一自余条々、具可有御披露之由候也、恐々	鎌遺14939	?	左少史朝清	藤氏長者宣 袖に「長者宣」
87	弘安 6. 9. 4	B・イ	一由、別當弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺14942	春日正預	左少史朝清	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」、鎌遺14946(は同様式で「御教書」)
88	弘安 6. 9. 24	B・ウ	一事、長者宣所候也、以此旨、可令洩申給、仍執達如件	鎌遺14953	中納言法印御房	左少弁為方	藤氏長者宣
89	弘安 6. 10. 25	B・イ	一由、別當弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺14981	春日次預?	左少史朝清	藤氏長者宣 袖に「被成下長者宣」
90	弘安10. 2. 25	B・イ	一由、別當弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺16195	春日正預	左衛門尉景教	藤氏長者宣 袖に「長者宣」

藤氏長者宣の研究(1)

番号	年 次	内 容	型 式	出 典	宛 先	奉 者	備 考	
91	弘安10. 4. 3	B・イ	一事、一之由、右少弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺16233	若宮神主(臣祐春)	左衛門尉景教	藤氏長者御教書 袖に「長者宣并御占形」	
92	弘安10.10.28	B・イ	一之由、別当弁殿御奉行所候也、仍執達如件	鎌遺16377	春日神主	左衛門尉景教	藤氏長者宣 袖に「長者宣」	
93	正応元. 6. 14	B・ウ	一事、一之由、可令下知給之旨、長者宣所候也、仍執達如件	鎌遺16664	別当僧正御坊	権右中弁雅藤	藤氏長者宣	
94	正応元.11.12	C・エ	一者、長者殿下仰如此、悉之、以状、	鎌遺16810	大禰宜朝親館	左少弁頼正	藤氏長者宣	
95	正応2. 後10.18	B'・イ	一事、依長者殿下仰、下知如件	鎌遺17184	龜若女所	左中弁	藤氏長者下知状	
96	正応2.	C・ウ	一事、院宣如此、可存此旨者、長者宣如此、悉之、以状、	鎌遺17243	春日權神主館	左中弁?	長者宣案	
97	正応3. 4. 27	B・イ	一可令下知其旨給者、依長者宣、執啓如件	鎌遺17331	別当僧正御房 (松林院実)	左中弁兼仲	藤氏長者宣 袖に「長者宣」	
98	正応3. 5. 17	B・ア	一事、一之由、長者宣所候也、仍執達如件	鎌遺17352	別当僧正御房 (実懶)	左中弁兼仲	藤氏長者宣 端裏に「長者宣」	
99	正応3. 6. 9	B・ウ	一事、被仰下之旨如此、可令尋沙汰給、仍執達如件	鎌遺17361	別当僧正御坊	右大弁兼仲	藤氏長者宣 袖に「長者宣」	
100	正応3.11. 3	B・ウ	一事、親基朝臣奉書、副具書、如此、仍執達如件	鎌遺17476	別当僧正御坊	右大弁兼仲	藤氏長者宣案 袖に「長者宣」	
101	正応3.12.27	B・ウ	一事、被仰下候旨如此、忽可被召進候陳候狀、執達如件	鎌遺17504	別当僧正御坊	右大弁兼仲	藤氏長者宣案 袖に「長者宣」	
102	正応4. 6. 15	B'・エ	一者、依長者殿下仰、下知如件	鎌遺17628	鹿鳴大禰宜朝臣宿館	右中弁頼藤	藤氏長者宣	
103	正応4. 12.19	B・イ	一事、一之由、長者宣所候也、仍執達如件	鎌遺17775	別会五師御房	少納言季長	藤氏長者宣	
104	正応5. 10.25	B・ウ	一事、一由、閔白殿御氣色所候也、仍執達如件	鎌遺18036	藏人大進(仲親)	左大弁頼藤	藤氏長者宣案 端裏に「長者宣」	
105	正応6. 7. 2	B・ウ	一由、殿下御氣色所候也、仍執達如件	鎌遺18239	左少弁(藤原為行)	親基	藤氏長者宣案 袖に「長者宣」	
106	正応6. 7. 16	B・ウ	一事、一之由、長者(宣)所候也、仍執達如件	鎌遺18255	興福寺別當	左少弁為行	藤氏長者宣案 袖に「長者宣」	
107	永仁2.10.23	B・ウ	一事、一之由、長者宣所候也、以此旨、可被申入候、仍執達如件	鎌遺18681	僧正御坊(性基)	左少弁為行	藤氏長者宣 端裏に「長者宣」	
108	永仁3.12.25	B・ウ	一事、一者、長者宣如此、以此旨可令申沙汰給、仍執達如件	鎌遺18951	元興寺法印御房	右中弁雅俊	藤氏長者宣	
109	永仁5. 4. 12	B'・エ	一由、依長者殿下仰、下知如件	鎌遺19340	香取大禰宜實親館	左衛門佐	藤氏長者下知状写	
110	永仁6. 5. 3	B・ウ	一事、一者、依長者宣、執達如件	鎌遺19671	別当僧正御房	右中弁	藤氏長者宣案	
111	永仁6. 9. 21	B・ウ	一事、以此旨可令下知給候、依長者宣、執達如件	鎌遺19808	別当僧正御房	右中弁雅俊?	藤氏長者宣	
112	永仁7. 4. 19	B・ウ	一事、一之由、長者宣所候也、仍執達如件	鎌遺20042	別当僧正御房	右中弁雅俊	藤氏長者宣案	
113	正安元.10.29	C・エ	一者、長者殿下仰所仰如此、悉之、以状	鎌遺20276	香取社前神主実康館	春宮亮	藤氏長者宣	
114	乾元2. 後4. 6	C・エ	且可令存知者長者殿下仰如此悉之、以状	鎌遺21480	鹿鳴能親館	左衛門佐	藤氏長者宣	
115	嘉元元. 9. 14	B・ア	一事、院宣一如此候上者、一之由殊可令下知給旨、長者宣所候也。仍上啓如件	鎌遺21649	興福寺別當	左少弁経世	藤氏長者宣	
116	嘉元2. 5. 26	B・イ	一事、一之由、長者宣所候也、以此旨、可令申入給、仍執達如件	鎌遺21837	僧正御房(範惠)	大納言法印御房	右小弁信正	藤氏長者宣案 袖に「長者宣案文」
117	嘉元2. 7. 16	B・ウ	一事、一之由、可令申御沙汰給之旨、所候也、仍執達如件	鎌遺21897	治部少輔	仲親	藤氏長者宣 端裏に「長者宣等」	
118	嘉元2. 7. 16	B・ウ	一事、治部少輔殿御奉行所候、(仍)執達如件、	鎌遺21898	春日神主	左衛門尉清重	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」	
119	嘉元3. 2. 20	B'・イ	一事、一之由、被仰下之旨、別当弁殿御奉行候、仍執達如件	鎌遺22106	若宮神主(祐春)	左衛門尉宗久	藤氏長者宣 袖に「長者宣」	
120	嘉元4. 5. 7	B'・ア	一事、院宣副具書如此、可令申沙汰給者仍執達如件	鎌遺22643	淨妙院法印御房	左少弁隆長	藤氏長者宣案 袖に「長者宣案文」	
121	延慶3. 5. 1	B・ウ	一事、一之由、長者宣所候也、以□旨、可令洩□□□仍執達如件	鎌遺23982	?	左中弁冬定	藤氏長者宣	
122	正和4. 11. 14	C・エ	一事、一者、長者宣如此、悉之、以状	鎌遺25654	香取社実長館	右少弁光業	藤氏長者宣	
123	正和5. 後10.25	B・イ	由、長者宣所候也、以此旨、可令申入給候、仍執達如件	鎌遺26008	大式法印御房	左少弁光継	藤氏長者宣	
124	文保2. 11. 10	C・エ	一者、長者宣如此、悉之、以状	鎌遺26845	大禰宜良親館	勘解由次官	藤氏長者宣写	
125	元応2. 11. 6	B'・	一旨、御氣色所候也、一可令申沙汰給、仍執啓如件	鎌遺27623	前左中弁	左少弁資明	藤氏長者宣案 閔白御教書か	
126	元応2. 12. 28	B'・	一事、以此旨、可洩申入給、仍執啓如件	鎌遺27699	?	左少弁資明	藤氏長者宣 閔白御教書か	
127	元応3. 2. 16	B'・	一事、一之由、閔白殿御消息所候也、仍言上如件	鎌遺27715	万里小路前中納言	左少弁資明	藤氏長者宣 袖に「長者宣案」	
128	元応3. 2. 20	B'・	一事、一之旨、御氣色所候也、以此趣可令申給、仍執達如件	鎌遺27722	東光院法印御房	左少弁資明	藤氏長者宣案 御教書か	
129	元亨元. 9. 21	B'・ウ	一事、一者、依長者宣、執達如件	鎌遺27866	西大寺長老	権右中弁資明	藤氏長者宣	
130	元亨4. 9. 6	C・エ	一事、一者、長者宣如此、悉之、以状	鎌遺28819	淨覺上人御房	左京權大夫	藤氏長者宣	
131	正中2. 3. 28	C・エ	一可令存知者、長者宣如此、悉之、以状	鎌遺29067	良親館	?	藤氏長者宣	
132	嘉暦3. 4. 9	B・ウ	一事、編旨一如之由、長者宣所候(候)也仍執達如件	鎌遺30223	鹿鳴良親館	右大弁清忠	藤氏長者宣案	
133	嘉暦4. 8. 24	?	事、編旨如此候之由、長者宣所候也、以此旨可令申入給、仍執達如件	鎌遺30699	修學坊法印御房	左少弁経季	藤氏長者宣	

も一般的な様式ということができる。書き止めは、「仍執達如件」・「上啓如件」の文言をとるので、御教書の様式からきたものであることがわかる。藤氏長者宣が、御教書の様式をよくとるといわれるのは、この様式が多いことによる。文頭には、「…事」とあるもののが多いため、御教書様式のなかでも整った形態をしているといえる。奉者は、A型と同じく弁が行い、宛所も日付・奉者を書いてから改行した後に書かれている。A型と異なるのは、「謹上」と書く例が少ない点である。このことは、御教書様式ということで、上意下達の意識が強いからかもしれない。

この様式は、ここでは「御教書型」と呼称する。なお、同じ様式ではあるが、この変化型として「執啓如件」とあるものや、「追申」として別文のあるものもある。これは、消息的であり、A型との中間的な様式と捉えうる。

また、これ以外に、文中に「別当弁殿御奉行所候也」という文言が入り、書き留めが「仍執達如件」となっているものがある。特に、第1表では13世紀に入ってからのものが多い。これは、後述するように、藤氏長者宣の命を受けて別当弁が奉行した内容を下達するものであるので、ここに分類しておく。

ウ C型 「(…事)…之者、長者宣如件、(悉之、)以(謹)状」

この様式は、先のA型・B型よりも数が少なく、第1表による限り、13世紀前半と13世紀末～14世紀初頭に比較的集中してみられる。定型的な文章としては、「長者宣如件」や「長者殿下所仰如件」が見られるので、藤氏長者宣の一つの様式と見てよい。書き留めは、「以状」・「謹状」とあり、B型と同じくこれも御教書の中に多く見られる文言である。文頭に「…事」とあるものとないものがある。奉者は弁が多いが、13世紀末から14世紀初頭の例では、単に「左衛門佐」とか「春宮亮」、「勘解由次官」とだけ署名し花押を書いたものも多い。宛所も、日付・奉者を書いて改行後に書かれており、A型・B型と同様であるだけでなく、他の御教書とともに同じようになっている。したがって、これも「御教書型」に入れるべきではあるが、B型と区別するため、「御教書2型」に分類する。

エ その他

通常、藤氏長者宣と呼ばれている古文書は、大きくは以上の三つに分類することができる。しかし、中には若干の例外が存在することも事実である。安元2(1176)年2月2日付けの藤氏長者宣(第1表10)は、

下春日社司

可以正五位下中臣殖栗連祐重、令執行若宮社事

右、以件祐重、可令執行彼社之状 依 長者宣、所仰如件、

安元二年二月二日

別当左大弁兼勘解由長官周防權守藤原朝臣(花押)

とあって、下文の様式で書かれている。これは、通常の御教書の様式とも異なり、藤氏長者宣の中でも全く特異なものと言わざるを得ない。林屋辰三郎は、この様式を、「御教書のなかでも、氏族の統制というやや公的意識を過剰にもった結果、その必要上生まれた変型」ととらえている。¹²確かに変型にはちがいないが、これ以外には現在この様式の藤氏長者宣は見つかっていないため、「必要上生まれた」といえるかどうかは疑問とすべきであろう。これは、「下」で始まり、かつ「依 長者宣」の文言がのちに見る勧学院政所下文と共に通する点がある。また、発信が別当弁であり、藤氏長者宣と一致している点もある。このようなことから、この様式は、両者の中間的な様式ということができ、むしろ、御教書様式の藤氏長者宣が確立していく過渡期に生まれたもので、その意味での変型と理解しておくべき文書であろう。

以上、藤氏長者宣は、大きく三つに分類することができる。もちろん、第1表に示しただけではない。先にも触れたように、中には、完全に御教書に分類した方がよい文書も存在する。たとえば、建治3(1277)年2月16日付けの「藤氏長者宣」(第1表59)では、「内々御氣色候」あるように、これは御教書に分類すべき文書である。しかし、袖のところに後世の手ではあろうが、「長者宣案」の文字が小さく書かれていたり、この文書の施行状の中には、「長者宣所候也」とあって、この文書を藤氏長者宣と認識しているのである。このことは、藤氏長者宣が一般の御教書と分かちがたい様式をしていただけでなく、次に見るように内容的にも深い関係を持っていたことを示すものである。ここでは、「長者宣」の文言の入るものと第一義的な藤氏長者宣とし、袖や端裏に「長者宣案」・「長者宣」の文言のあるものも含めて藤氏長者宣と呼ぶことにしたい。

ところで、藤氏長者宣自身は、ここで再確認したように、公家様文書、それも御教書の様式に分類しても差しつかえないものである。ただ、12世紀から13世紀中頃まで、A型の消息文のような様式の藤氏長者宣が存在したことは注目すべき事実であろう。この時期は、武家様文書の成立期にあたっており、その影響を受けてA型の様式が生まれた可能性がある。武家様文書では、直文や消息文などに多く「恐々謹言」の書き止めがみられるので、A型がその影響を受けたことは十分考えられるのである。それでは、A型が13世紀後半以降見えなくなり、B型・C型のみになっていくのはなぜであろうか。

上島有は、署名の分析を通じて、自署・草名・花押の使い分けをはじめ、公家様文書である院宣・綸旨・御教書といった書式が「弘安書札礼」によって規定されたとする。¹³この研究は、署名の問題から発展して、書式の決定にまで及ぶ研究である。事実、ここでみた

藤氏長者宣も御教書の様式をとる公家様文書である以上、この弘安書札礼の影響を受けたと考えざるをえない。特に、弘安6年以降、A型が見られなくなるのも、弘安書札礼の影響を受けたと考えなければ理解しにくい。したがって、ここでは、藤氏長者宣は、弘安書札礼によって完全に御教書に準ずる様式となつたと推定しておく。ただ、この弘安書札礼をそれほど強制力のあるものではないとする見解が最近提出されている。¹⁴ 事実、実態面から見ればそのように言えようが、様式面では上記の表による限り、弘安書札礼の影響を全く無視するわけにはいかないと考える。

3 内容分類

これまで様式分類を行い、時代によって変化のあることをみたが、ここでは内容的な分類を中心に考えてみたい。

この分類は、現存の藤氏長者宣で行うが、これらは興福寺や春日社に残った文書であるため、内容にある程度かたよりのあることは否定できない。それでも一定の傾向は出るようと思われる所以、勧学院政所下文やその他の文書に引用されたものも含めて分類する。

ア 縦旨・院宣の追命・副状

長者宣の比較的早い例でも見られる。永久2(1114)年9月2日の「僧正覚信請文」(第1表2)によれば、「謹請／長者宣事／右去八月卅日 長者宣今日到来云、東大寺申木屋所地、早任仁本領、可令充、專不可致御寺妨者、事是院宣了、長者宣如此者、謹以所請如件／永久二年九月 日 僧正『覚信』奉」とある。これは、藤氏長者宣が8月30日に寺宛に到着した際に、覚信が受け取ったことを示す請文であろうが、この中に「事是院宣了」とある点が重要である。すなわち、命令は、院庁→藤氏長者→寺へと命令が伝わったことがわかるのである。

この場合、院宣が直接寺方へ伝えられずに、一旦、藤氏長者の手を経由していることが重要である。このような例は数が少ないが、院宣の及ばない領域に対しては藤氏長者を通して間接的にしか命令が及んでいない点が重要であろう。

かつて、中村直勝は、春日社や興福寺に関することは縦旨や院宣が直接出されず、氏長者から間接的に伝えられるにすぎなかつたと述べたことがある。元暦2(1185)年5月1日付「藤氏長者宣」(第1表13)や嘉暦3(1328)年4月9日付「藤氏長者宣」(第1表132)によれば、中村の主張が正しいことがわかるが、先の請文によれば、興福寺や春日社の所領に限られていない。このことは、東大寺領木屋所の地のように、興福寺と関係する点において、他の所領についても命令が出されていたのであろう。特に、大治元(1126)年11月19日付「東大寺三綱申文」によれば、木屋所の地が東大寺領であることは明白である。この

藤氏長者宣によって、興福寺の妨げを禁止している点から見れば、氏社・氏寺だけでなく、もう少し広い裁量権でこの文書が発給されていた点が注意される。

イ 氏寺・氏社に関する事柄

古文書の伝来の関係から、このことに関する文書が最も多い。宛所は、興福寺の支院か春日社となっているものがこの範疇に入るが、主として神木や若宮社・興福寺維摩会に関する事柄が中心となる。ただ、興福寺領や春日社領のことに関しては、莊園関係として別に分類した。時代的には、第1表によれば、広く全時代に及んでおり、このことが藤氏長者宣を発給する上で、中心的位置を占めていたことがわかる。相田二郎は、先にも述べたように、「社寺のことについて出す御教書」としたが、それは、莊園のことも含めて、氏社・氏寺に関する藤氏長者宣が極めて多いという事実に起因している。¹⁷

ウ 莊園事務に関する事柄

勧学院政所下文や藤氏長者宣は、大部分が莊園事務に関する事柄である。莊園の種類は、摂関家領・興福寺領・春日社領とあるが、勧学院政所下文や藤氏長者宣が関わったのは、興福寺領や春日社領に関することが多かった。第1表によれば、これも広く全時代的に及んでいる。藤氏長者宣の現物で、最古の史料である保元元(1156)年閏9月14日付「藤氏長者宣」(第1表3)は、興福寺領水氷莊に関するものである。

また、貞応2(1223)年4月18日付「藤氏長者宣」(第1表14)では、大和国位田を二条局に譲与するために発給されたことが述べられている。この類型に属する藤氏長者宣の数が少ないので詳しくはわからないが、通常の摂関家領に関しても藤氏長者宣が発給された可能性が残る。特に、位田となっている点に注意すれば、藤氏長者宣が用いられた点を重視すべきであろうと考える。

エ 他の寺社のことに関する事柄

これは、藤氏長者宣の中では例外に属することで、数も少ない。応保2(1162)年4月2日付「藤氏長者宣」(第1表6)によれば、淨瑠璃寺別当の人事に関する内容である。ただ、このことについては、これ以外に例がなく、かつこの文書の宛所も興福寺政所であるので、興福寺との関連で発給された可能性が強いため、例外的に扱っておきたい。

以上のように、藤氏長者宣は、内容的に見て、1綸旨・院宣の追令・副状、2氏の寺社に関する事柄、3莊園事務、4その他、に分類できる。しかも、莊園事務に関しては、所領の譲与に関する事柄までもあり、氏の寺社領に関するだけでなく、現存していないだけで、摂関家の内部の事柄についても藤氏長者宣によって命令が伝達された可能性があ

ることを指摘した。

なお、内容と様式の対応関係であるが、全体的に見れば、御教書様式を取り、氏寺・氏社に關係する文書がもっとも多い。むろん、これは史料の残り方、すなわち伝来に關係することである。それ以外の様式や内容にしても、例えば、消息様式で院宣や綸旨の追令を行っているものもあり、また、御教書様式で同様のことを行ったものもある。このようしたことからみれば、それぞれの様式とは直接關係なく、各内容に用いられており、藤氏長者宣では、様式と内容に特別の対応関係はなく、そのときどきの情勢によって各様式の藤氏長者宣が作成されたようである。

4 藤氏長者宣の伝宣

これまで見たように、藤氏長者宣は、主として氏寺・氏社を中心とした事柄に用いられたが、具体的にはどのように命令が伝えられたのであろうか。これまでの研究によれば、はじめに藤氏長者宣で命令が伝達され、その後に正式文書として勧学院政所下文が出されたとする説が中村直勝によって主張されて以来、勧学院政所下文と藤氏長者宣が深い関係にあることは定説になっているので、まずその点からみたい。

ア 勧学院政所下文と藤氏長者宣

勧学院政所下文は、勧学院南曹の別当が藤氏長者宣を受けて出す文書といわれてきたもので、事実、その内容は藤氏長者宣と重なっているだけでなく、内容的にも先に見た分類と全く同様と言える。次にあげた文書(第2表6)は、勧学院政所下文の典型的な例である。

勧学院政所下 摂津國在廳官人春日社領垂水東牧司等

可早任院廳御下文、停止勅院事國役雜事并兵土兵糧米催武士狼籍等事、

副下 院廳御下文

右當牧者、有限神領也、早任御下文状、宜令停止勅院事國役之状、依 長者宣、所仰如件、不可違失、故下、

壽永三年二月廿一日 知院事右史生高橋判

別當參議造興福寺長官右大辨藤原朝臣判 蔭子藤原判

ここでは、院庁下文を添えた上で、摂津国在廳官人と春日社領の垂水東牧司宛に出されている。この中に「依 長者宣」とあるので、院庁から藤氏長者に命令が伝えられると、それをもとに藤氏長者宣が勧学院宛に出されて、それを受けて、この下文が作成されたような形態をしている。この文書は、院宣に対する院庁下文、閔白(摶政)御教書に対する摶閔家政所下文に対応するものといえる。実際は、文書の作成過程からいえば、藤氏長者の命令(宣=口頭での宣でもよい)が勧学院に伝えられ、それをもとに下文が作成されたとい

第2表 勸学院政所下文一覧表

番号	年号	西暦	宛 所	内 容	出 典
1	寛治 2.8.10	1088	大和国葛上忍海郡司并在地刀 称等	令停止春日社権預近助訴申水 馬役兼亦糺返使等押取雜物事	平遺1264
2	康和 3.12.4	1101	栄山寺	故頼俊朝臣女子訴申田地事	平遺1468
3	康和 4.7.21	1102	栄山寺	令停止多武峯坊、任官省符并 国司免判等、領知阿施庄田地 事	平遺1490
4	保元元. 8.16	1156	春日社司等(勸学院符)	中臣殖栗連祐重(補任)	平遺補83
5	嘉応元. 11.19	1169	大和国在庁官人等	仰下東大寺訴申両条事、可依 先例沙汰高殿庄別当御油并副 物事、可早令勤仕箕田庄所当 香菜役事	平遺3520
6	寿永 3.2.21	1184	攝津国在庁官人并春日社領垂 水東牧司等(副下院庁御下文)	可早任院庁御下文停止勅院事 国役雜事并兵士兵糧米催武士 狼籍等事	平遺4134 平遺4135
7	元暦 2.3.23	1185	大和国在庁官人并高市郡司刀 称等	可早停止中川庄非論	平遺4239
8	文治 2.12.5	1186	大和国葛下忍海両郡司并石井 庄官等	停止上人行俊坊、令僧尋珍領 掌当庄事	鎌遺196
9	文治 2.12.5	1186	大和国葛下忍海両郡司并石井 庄官等	停止上人行俊坊、令僧尋珍知 行当庄事	鎌遺197
10	文治 3.12.24	1187	大和国諸郡司并御墓守等	可早任先例催勤人夫役事	鎌遺291
11	元久元. 11.8	1204	大和国宇野庄	可早停止論人重源狼籍事	鎌遺1506
12	承久 3.4.11	1209	春日若宮社司等	可早安堵伊賀國大谷住人神人 友弘身事	鎌遺1790
13	承久 3.7.12	1209	宿院安用名主	可早永久田文公役致沙汰事	鎌遺1795
14	嘉禄 2.12.27	1226	大和国在庁官人并添上郡司刀 禰等	——以僧長允領掌一品位田—— 一町事	鎌遺3558
15	嘉禎元. 12.19	1235	?	請御寺牒状事	鎌遺4865
16	仁治 2.6	1241	春日社	可早以權神主時継著第五座從 神役事、可早充行恒例臨時御 供直会以下一得分事	鎌遺5882
17	仁治 2.10.18	1241	春日社司	可令來十九日第二御殿臨時遷 宮間、正預能基奉抱御駄事	鎌遺5947
18	寛元 2.7	1244	院領播磨国滝野庄	可令早左衛門少尉藤原時長為 当庄公文職	鎌遺6355
19	寛元 2.7	1244	院領播磨国滝野庄	可令早左衛門少尉藤原時長為 当庄下司職	鎌遺6356
20	文永 3.1.5	1266	春日社	可早任先例勤行恒例神事等事	鎌遺9483
21	文永 4.1.11	1267	春日社	可早任先例勤行恒例神事等事	鎌遺9636
22	文永 10.11	1273	春日社	勤仕当庄領自国他国散在庄庄 貢所、日並御供米并五節供御 幣御油以下恒例臨時課役等事	鎌遺11481
23	正応 3.1	1290	春日社	可令早任先例勤行、恒例神事 等事	鎌遺17262
24	正安 4.1.5	1302	春日社	可令勤行恒例神事等事	鎌遺20954
25	嘉元 3.1	1305	春日社	可早任例勤行神事等事	鎌遺22090

える。知院事は、この文書に副署して、事実上この人物が藤氏長者の命を受けて作成したことを見ている。

以上のような作成過程は、次に見る通常の藤氏長者宣とは若干様相を異にしている。藤氏長者宣は、これまで見たように、いわゆる御教書であり、奉書に分類すべき文書で、奉者が藤氏長者の命を口頭で受けて、その内容を文書の形にして伝えたものである。このような奉者一下達文書(牒・移・符)の関係は、近年8世紀から存在したことが吉川真司や早川庄八によって指摘されている。¹⁸しかし、下文の様式が完成するのは、最終的には10世紀以降のことであるため、勸学院政所下文も文書として完成するのは、その頃よりも以前に遡ることはない。

さらに、勸学院政所下文が主として使用された時期であるが、第2表にみえるように、14世紀の初め頃までは確実に存在している。御教書様式の藤氏長者宣と下達文書としての勸学院政所下文といったような差はあるものの、両者は時期的に併存しているのである。どちらも藤氏長者の宣を受けるとはいえ、実際には勸学院政所下文の方が命令の下達の意味が強いため、藤氏長者の命を伝える正式文書として意識されることが多かったかもしれない。事実、莊園の具体的な内容に踏み込んだことなど、政治的・経済的に多く勸学院政所下文の方が用いられていることからすれば、単独の藤氏長者宣による命令よりも効果があったとみた方がよからう。

命令系統を推定すれば、藤氏長者→家司→(藤氏長者宣)→勸学院→(勸学院政所下文)→宛所となっている。

イ 藤氏長者宣単独の伝宣

以上の藤氏長者宣→勸学院政所下文による命令の伝達は、文永・正安頃の例にも見えるので、その頃までは確実に存在している。¹⁹しかし、藤氏長者宣の伝宣については、勸学院政所下文によらない方法もあった。次は、比較的古い例ではあるが、淨瑠璃寺の別当を任命する命令を伝えた文書である。

A(第1表6)

被 長者宣傳 、任文書理、以僧勝宴、可爲淨瑠璃寺別當者、長者宣如件、恐々謹言、

四月廿日 左大弁(花押)

進上 別當僧正御房 政所

B 長者宣事

右、四月廿日長者宣、今日到來云、任文書理、以勝宴、可爲淨瑠璃寺別當者、謹所請如件、

五月廿一日 法務(花押)

C 興福寺政所下 淨瑠璃寺所司等

可早任 長者宣、 僧勝宴知行彼寺事

右去四月廿日 長者宣傳、任文書理、以僧勝宴、可爲淨瑠璃寺別當者、早任被仰下旨、可令知行寺務之狀、依政所仰下知如件、所司等宜承知、不可違失、以下、

應保二年六月 日

上座法橋 知事法師(花押)

Aは、淨瑠璃寺の別当を勝宴に定める旨の藤氏長者宣であるが、宛所は、「別當僧正御房」となっている。このときの別當僧正は慶信であり、慶信は1か月後の5月21日にそれを受け取っている。そのときに請書として発給されたのがBの文書である。慶信は、この藤氏長者宣を受けて政所下文の様式で淨瑠璃寺に対して発給した文書がCとなる。淨瑠璃寺別當の任命は、藤氏長者宣が根拠となって興福寺政所下文によって行われているのである。このことは、命令が藤氏長者→興福寺→淨瑠璃寺へと伝えられたことを示しており、勸学院政所から下文が出されて興福寺に宛てられるのとは異なっている。藤氏長者宣の方が長者の命令が直接的であり、富田が言うように、藤氏長者宣が御教書としての性格を強く有するようになった証拠とみられる。²¹

このように、藤氏長者宣の命令系統には2種類あることが判明した。実際、両系統の命令にどのような差があるかは残存例が少ないため詳しくはわからない。しかし、勸学院政所下文による命令の伝達が14世紀初頭まで確認できることから、富田の言うように、時代によるだけの変化とは考えにくく、内容か宛所による差としか考えるほかはない。²²

ウ 藤氏長者宣と右中弁施行状

以上、2系統の命令の方法があることは判明したが、藤氏長者宣がどのようにして作成されたかを示す文書はほとんど存在していないのが現状である。ただ、鎌倉時代の建治3(1277)年の文書にそれを推定しうるものがある。

D(第1表59)

春日神人等訴申夜莊嚴頭事、以寺家請文被問神人候之処、注進状如此、頗以參差歟、任實正、可申之由、可被仰寺家之旨、内々御氣色候也、恐々謹言、

二月十六日 顕經

謹上 別當右中弁殿

E 夜莊嚴頭事、以御請文被問神人之処、注進状如此、頗參差歟、任實正、可被申之由、長者宣所候也、仍執達如件、

二月十七日 右中辨定藤

謹上 別當僧正御房

Dは、「内々御氣色候也」とあって、藤氏長者宣というよりは閑白御教書か藤氏長者御教書といった方がよいが、事書の横に小さく「長者宣案」と書かれているので、この文書の収められている『中臣祐賢記』の著者中臣祐賢は、この文書を藤氏長者宣と考えていたようである。ただ、これを藤氏長者宣とすれば、他の例から考えて、なぜ直接興福寺へ出されなかつたか疑問が残る。一旦、右中弁の葉室定藤宛てに出されてから興福寺宛の文書が発給されている点が他の藤氏長者宣と異なる点である。右中弁の定藤は、この藤氏長者宣を受けて「施行状」と『鎌倉遺文』が分類する文書によって命令を伝えている。それがEである。したがって、Eでは、宛所が興福寺の「別當僧正御房」となつており、藤氏長者の命令が間接的に興福寺に伝えられているのがわかる。

しかし、これは、施行状による命令の伝達とともに、藤氏長者宣の作成過程を示していると考えた方がよさそうである。特に、Eには、「長者宣所候也」・「仍執達如件」とあるように、完全に藤氏長者宣の様式であり、私の分類でいえば、B型に属する。すなわち、ここでは、藤氏長者の命令が直接興福寺へ伝えられるのではなく、顕經が弁のところへ藤氏長者の内意を伝え、弁はそれを受けてEの「施行状」を作成している。この場合の顕經は、家司とみられるが、弁との間に命令の伝達者として介在している事実は注目すべきものである。

このような例は、あまり残存していない。次の例は、D・Eとほとんど同様で、同じ命令が重ねて三月にも出されているが、そのときのものである。

F(第1表60)

仰案文

春日神人等申夜莊嚴之事、於神人者、不可宛催之由、先日被申之処、末吉・守友等注進状如此、猶無施行之實、彌有後日之煩歎、尤以不便、抑先日顕誉僧都申云、此役國中男女共勤之云々、女者有三從之謂、幼年從父之時、不可宛催、雖爲神人女、嫁平民令別籍之時、非沙汰之限者、分明可申さ右之由、可被仰遣別當僧正御房之由、内々 御氣色候也、恐々謹言、

三月七日 顕經

謹上 右中弁殿

G(第1表61)

春日神人等申夜莊嚴之事、被仰下之旨如件、忽可被申き右候也、仍執達如件、

三月七日 右中弁定藤

謹上 別當僧正御房

ここでも、「頤經」から「内ノ御氣色」として右中弁の葉室定藤に伝えられ、同日付けでこの藤氏長者宣が作成されている。特に、弁の定藤に対して、「別當僧正御房」へ「仰遣」されるように内意が伝えられているのである。したがって、同日付けで発給されているのも、前回の命令が徹底しなかったためとみられる。Gの文書には、「長者宣」の文字は見えないが、中臣祐賢は『中臣祐賢記』のなかで、「神人夜莊巖長者宣」と書き、また文書の書き留めも「仍執達如件」となっており、やはり私の分類でいえば、B型の省略型に含めてよからう。『鎌倉遺文』でもこれを「藤氏長者宣」に分類している。

このような例は、いずれも13世紀中頃のものであるが、第2表によれば、14世紀初めになつても勸学院政所下文による伝達方式が用いられた例も存在するので、単に時代の変化とのみ決めつけるわけにはいかない。これは、やはり、藤氏長者宣の成立過程を示す例と理解すべきであろう。したがって、命令は、藤氏長者→家司→(仰文)→弁→(藤氏長者宣)→氏社・氏寺等→(政所下文)→当事者という系列で伝えられる。これは、勸学院政所下文による命令系統とは異なる「藤氏長者宣単独の伝宣」の系列というべきであり、普通の様式であったとみてよからう。もちろん、家司と弁が兼ねるときはこの部分が略されるケースはあったはずであり、直接氏社・氏寺に関わることは「政所下文」以下の部分が略されることもあったとみるべきであろう。

また、弁が氏社・氏寺に伝宣することからいえば、この系列の文書には先にB型に分類した「別當弁殿御奉行所候也」等の文言がみられるものも入れてよい。先の第1表の21・22・48・57・72・75・76・78・85・87・89・90・91・92は、この文言のある文書である。

これらとは別に、第1表では弁が伝宣せずに治部少輔が行った例が1回ある。117・118がそれである。

H(第1表117)

「(端裏書)長者宣等今武下司名等事 右大将殿 今武名下司名等雜掌訴事」

大和國喜殿・田永庄内今武名下司名等雜掌申春日神人濫妨事、訴状如此、子細見状候歟、可有尋御沙汰候哉之由、可令申御沙汰給之旨、所候也、仍執達如件、

嘉元二七月十六日

仲親

謹上 治部少輔殿

I(第1表118)

長者宣案

大和國喜殿・田永庄内今武名・下司名等雜掌訴事、前刑部卿殿奉書副訴状如此、子細見状歎、可令尋沙汰給之由、治部少輔殿御奉行所候也、執達如件、

嘉元二七月十六日

左衛門尉清重奉

謹上 春日神主殿

Hでは、雑掌の訴えに対する藤氏長者の命を仲親(家司か)が治部少輔へ伝えている。治部少輔は、この命を執行するべく伝宣し、それを左衛門尉清重が受けて春日神主に対して送ったのがIということになる。内容的には、いずれも大和国内で、氏社・氏寺が関係する荘園に関する事柄であるから、藤氏長者宣とみてよい。特に、Hでは、「所候也」とあるが、これは「長者宣」の文言が省略された様式とみることができる。このことをふまえれば、藤氏長者の宣を伝えるものが弁だけでなく、治部少輔が行っている点で注目すべき文書であるといえる。筆者の知る限りではこの1例のみであるが、実際はもう少しあった可能性があり、弁のみに限定できないことを指摘しておきたい。

以上のように藤氏長者宣は作成され、命令として伝えられたと思われるが、あくまでも2系列のうち、勸学院政所下文を用いる方が主であり、先に述べたように、より政治的・経済的な内容をもっていることから、藤氏長者の命令の伝達として正式とみられる。しかし、藤氏長者宣の単独方式の方がより簡便であるため、こちらの方が多かったようである。事実、文書として残存しているのも、圧倒的に藤氏長者宣単独方式のものが多い。

5 小 結

以上、藤氏長者宣について、分類を中心として伝宣の系統にまで考察が及んだが、これまでの考察によって得られた結論をまとめると、次の諸点になろう。

(1) 藤氏長者宣は、書き留めからすれば、全体として三つの様式に分類することができる。その中で、弘安書札礼の影響によって、書状様式の文書が姿を消し、御教書様式が最終的に弘安年間以降に完成される。

(2) 内容的には、綸旨・院宣の添状、氏社・氏寺に関すること、荘園事務に関すること、他の寺社に関することに用いられたが、現存するものからみれば、主として氏社・氏寺に関係すること(氏社・氏寺の荘園に関することを含む)がもっとも多く用いられている。また、通常の摂関家領に関する事柄にも用いられた可能性がある。

(3) 藤氏長者宣に関する文書としては、御教書様式の藤氏長者宣のほかに、勸学院政所下文がある。勸学院政所下文は、院宣に対する院庁下文に相当する文書で、内容的には藤氏長者宣と全く重なるだけでなく、より正式文書と意識されることが多かった。しかも、命令系統は、藤氏長者→家司→(藤氏長者宣)→勸学院南曹→(勸学院政所下文)→宛所となっている。さらに、藤氏長者宣が単独で伝えられる場合は、それを受けた段階で請書が作成され、受けたところ(藤氏長者宣の宛所)が下文という形で、当事者に命令を伝達する方式が見られる。

(4) 藤氏長者宣の作成過程は、藤氏長者の命令を家司が内意として書き留め、それを弁に伝えてそこで作成されるというものである。したがって、最終的に藤氏長者の命令は、藤氏長者→家司→(仰文)→弁→(藤氏長者宣)→氏社・氏寺→(政所下文)→当事者といった経路を経ており、勧学院政所下文と若干異なっているのである。

(5) 藤氏長者宣の作成過程においては、弁が重要な伝宣の任務を行うが、場合によっては第三者が行うこともあった。

以上、5点にわたる結論をえたが、本稿では分類を中心としたので、これまでの研究に新たに付け加わったことはほとんど何もない結果となった。通常、分類にあたっては、文書の紙質や書体といったことも念頭に置いて分類すべきであるが、今回はそこまで及ばなかった。内容面では、なぜ藤氏長者宣が生まれたのか、いつごろできたのか、藤氏長者がもつ族長権のなかでの位置づけ、さらには関白御教書をはじめとする関白・藤氏長者の発給するその他の文書との関係、といったような課題を残してしまった。これらの点については別稿を用意しているので、そちらに譲りたい。

なお、今回テーマとした平安時代から鎌倉時代の古文書学については、従来、私の専門としない分野であるため、基本的な事実や古文書に署名した人物の歴史的な理解に関して、大きな誤りをおかしているところもあると思われるが、今は筆をおいて、大方の批判を受けたく思う。また、本稿を草するに当たって、松前健氏、丸山顯徳氏、白江恒夫氏、内田順子氏、榎村寛之氏をはじめ、古代研究会の方々には有益な御教示を賜った。末筆ながら謝意を表したい。

(どばし・まこと=当センター)

- 1 拙稿「維摩会に関する基礎的考察」(『古代史論集』下巻 塙書房) 1989年
- 2 坂本賞三(『日本王朝国家体制論』 東京大学出版会 1972年)の研究以来、王朝国家の成立を社会経済史的な観点から論じようとする動きが主流である。ここでは、石母田正(『古代史概説』『旧版岩波講座日本歴史』1 1962年)や佐藤宗諄(『平安前期政治史序説』1977年)の研究にもあるように、独自の政治機構をもった時期として捉えた。
- 3 竹内理三(『摂政・関白』・『氏長者』(同『律令制と貴族政権』II部所収 御茶水書房) 1958年、橋本義彦「藤氏長者と渡領」(同『平安貴族社会の研究』所収 吉川弘文館) 1976年、拙稿「皇親における族長権の所在について」(『ヒストリア』第110号 大阪歴史学会)1986年で、氏長者と氏上・氏宗の関連についてふれている。
- 4 繙嗣令・継嗣条
- 5 『兵範記』保元元(1156)年7月11日条に「次令関白前太政大臣藤原朝臣、可爲氏長者由、被宣下、此例未曾有事也、今度新議、尤珍重無極云々」があり、すでに指摘されているようにこの時点まで氏長者の地位が氏族内で前長者の意志で継承されていたことがわかる。

- 6 橋本義彦「藤氏長者と渡領」(同『平安貴族社会の研究』所収 吉川弘文館) 1976年
- 7 相田二郎『日本の古文書』上 岩波書店 1949年
- 8 中村直勝『日本古文書学』上 角川書店 1971年 474~480頁
- 9 林屋辰三郎「4、公家文書」(『日本古文書学講座』3 古代編II 雄山閣) 1979年
- 10 富田正弘「長者宣」(『國史大辞典』 吉川弘文館)
- 11 前掲・注7に同じ
- 12 林屋・前掲注8論文 149頁
- 13 上島有「草名と自署・花押—書札礼と署名に関する一考察—」『古文書学研究』24 1985年
- 14 岩間敬子「弘安書札礼と院宣・綸旨」『古文書学研究』32 1990年
- 15 中村・前掲注7書 474頁
- 16 『平安遺文』2096号文書
- 17 相田・前掲注6書 442頁
- 18 吉川真司「奈良時代の宣」『史林』71-4 1988年、早川庄八『宣旨試論』 岩波書店 1990年
- 19 なお、宛所であるが、第2表6~11・13・14では、在庁官人・荘官・郡司など、藤氏長者宣の宛所よりも下級なところが多い。いずれも大和国内で、当時の大和が興福寺の支配下にあったことからすれば、本来、興福寺に充てられて、興福寺からその命が下文で伝達されるのが通常である。この期間に限って下級レベルに正式文書としての勧学院政所下文が発給されているのはいかにも不審である。この時期の藤氏長者は九条兼実で、彼は興福寺の支持を得られなかった人物であるので、このことと関係するのかもしれない(内田順子・榎村寛之両氏の御教示による)。
- 20 勧学院政所下文は、この頃になると数量は確かに少なくなるが、存在していることも事実であり、なんらかの理由で藤氏長者宣と併存していた。
- 21 富田・前掲注10に同じ
- 22 富田・前掲注10に同じ